

参加表明書作成要領

1 総則

- (1) 参加表明書（技術資料を含む。）の用紙サイズは、特に定めた場合を除いて、全てA4判縦とします。
- (2) 技術資料には、設計事務所名その他社章など設計事務所が判別できるもの及び氏名など個人が判別できるものを記載することはできない。
- (3) 技術資料に記載する同種業務及び類似業務は、平成14年度以降に完成・引渡しが完了した実施設計業務（但し、設計事務所の実績は、今回の業務内容(電気設備・機械設備)を含んでいること。）で次に掲げる条件を満たしているものをいう。

同種と類似業務は、同種業務を優先して、3件を限度になるべく多く記載すること。

なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。

① 同種業務

鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、地上3階建以上かつ、延べ床面積の合計が3,000㎡以上（同一発注業務かつ、同一団地内における対象建物の延べ床面積の合計とする。）である、校舎・研究施設の耐震補強工事における実施設計業務（設備）。

② 類似業務

鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、地上3階建以上かつ、延べ床面積の合計が3,000㎡以上（同一発注業務かつ、同一団地内における対象建物の延べ床面積の合計とする。）である、庁舎・事務所、宿舍・研修施設、病院の耐震補強工事における実施設計業務（設備）。

- (4) 本業務は、総括技術者、主任技術者からなる設計チームを組んで行うものとする。
総括技術者は、設計チームの中心となる技術者であり全体を総括し、主任技術者は各分野の中心となる技術者であり各分野の責任者とする。
- (5) 総括技術者及び主任技術者は、本業務に専念できるものであり、かつ、総括技術者は自設計事務所又は自設計共同体の構成員である設計事務所に所属するものであること。
- (6) 同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することはできない。
- (7) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていることを証明する書類の写しと、文部科学省における平成23・24年度設計・コンサルティング業務の競争参加資格の認定を受けている、「一般競争（指名競争）参加資格認定通知書」の写しをそれぞれ1枚添付すること。
- (8) 参加表明書を提出する設計事務所は、法人税、消費税及び地方消費税の納付について、税務官署が証明する「納税証明書」の写しを1枚添付すること。

2 設計事務所の実績等（様式1）

- (1) 「1 技術者数・技術力」は、当該業務を行うにあたり関連する資格を有する技術者（以下「技術者」という。）の人数及び資格について記入すること（※設計・コンサルティング業務の有資格業者登録申請書に記載された内容によること）。なお、協力設計事務所の技術者の人数については（ ）書き内数で明記すること。又、設計共同体については、設計共同体全体の技術者の人数を記入すること。
複数の資格を有する技術者については、「一級建築士」、「建築設備士」及び「技術士(上下水道部門、衛生工学部門、電気電子部門)」を優先していずれか一つの資格の保有者として取り扱うこと。
- (2) 「2 協力設計事務所」は、全ての協力設計事務所の法人等名を記入すること。
- (3) 「3 同種・類似業務実績」は、なるべく多くの同種又は類似業務を「同種業務」を優先して記入（3件以内）すること。

なお、記載した実績の内容がわかる資料(契約書・平面図・特記仕様書の写し)を添付して提出願います。

- (4) 「施設名等」欄には、「同種」又は「類似」の別、施設名、用途、発注者名及び施設の敷地の所在市町村名を記入すること。
- (5) 「受注形態」欄には、単体、J V（設計共同体の構成員として受注）、協力（協力者として参加）の別を記入すること。
- (6) 「業務内容」欄には、業務種類（基本設計・実施設計）、分野（電気設備、機械設備などの別）、作業内容（基本図作成、詳細図作成、設計計算、数量集計などの別）及び具体的な業務内容を記入すること。

3 総括技術者の資格及び経験（様式2）

- (1) 総括技術者は、他の設計事務所所属の職員であってはならない。
- (2) 「1 取得資格」は、当該業務を行うにあたり関連する資格を「一級建築士」、「建築設備士」及び「技術士(上下水道部門、衛生工学部門、電気電子部門)」を優先し、かつ、取得年月日の古い資格を優先して記入すること。
- (3) 「2 同種・類似業務実績」は担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として従事したなるべく多くの同種又は類似業務を「同種業務」を優先して記入（3件以内）すること。
なお、記載した実績の内容がわかる資料（契約書・平面図・特記仕様書の写し）を添付して提出願います。
- (4) 「施設名等」欄には、「同種」又は「類似」の別、施設名、用途、発注者名及び施設の敷地の所在市町村名を記入すること。
- (5) 「立場」欄には、当該業務における役割（総括技術者、主任技術者、その他の別）及び業務種類（基本設計・実施設計）を記入すること。さらに、当該業務における役割が主任技術者又はその他の場合は、担当分野（電気設備、機械設備担当などの別）及び具体的な役割を記入すること。

4 主任技術者の資格及び経験（様式3）

- (1) 主任技術者の資格及び経験（様式3）は、「【電気設備、機械設備】」の担当分野毎に作成すること。
- (2) 「実務経験年数」欄には、実務経験年数を記入すること。
- (3) 「1 取得資格」欄には、当該業務を行うに当たり関連する資格を「一級建築士」、「建築設備士」及び「技術士(上下水道部門、衛生工学部門、電気電子部門)」を優先し、かつ、取得年月日の古い資格を優先して記入すること。
- (4) 「2 同種・類似業務実績」は、担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として従事したなるべく多くの同種又は類似業務を「同種業務」を優先して記入（3件以内）すること。
なお、記載した実績の内容がわかる資料（契約書・平面図・特記仕様書の写し）を添付して提出願います。
- (5) 「施設名等」欄には、「同種」又は「類似」の別、施設名、用途、発注者名及び施設の敷地の所在市町村名を記入すること。
- (6) 「立場」欄には、当該業務における役割（総括技術者、主任技術者、その他の別）及び業務種類（基本設計・実施設計）を記入すること。さらに、当該業務における役割が主任技術者又はその他の場合は、担当分野（電気設備、機械設備担当などの別）及び具体的な役割を記入すること。